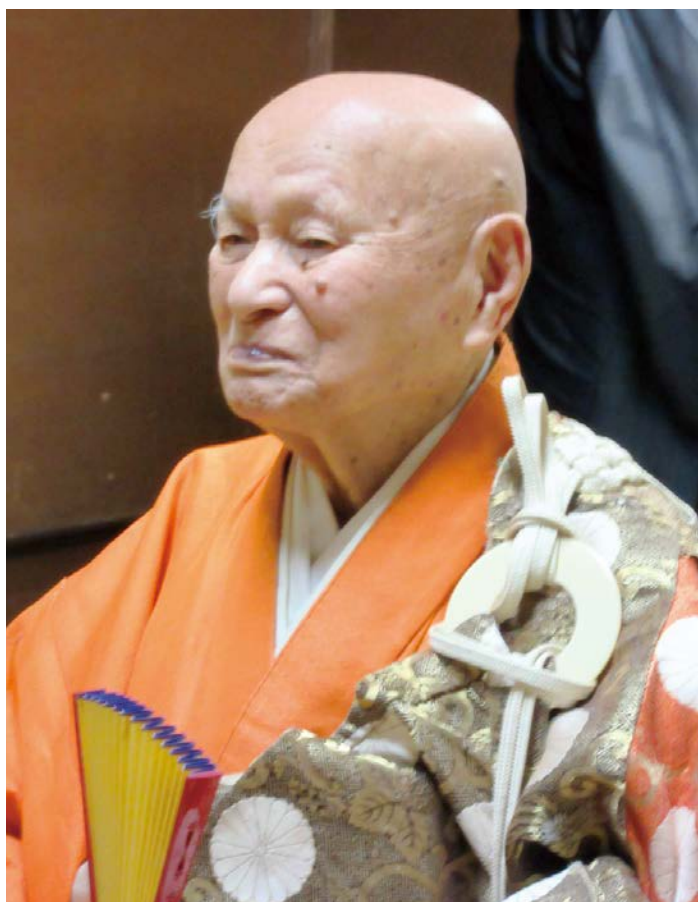




白隠禪師『臘八示衆』提唱

薪流会総裁 大井 際 断



朔日夜示衆に曰く、夫れ禪定を修する者は、先ず須く厚く蒲団を敷き、結跏趺坐して寛く衣帯を繫け、脊梁骨を豎起して身体をして齋整ならしむべし。而して始め数息観をなすべし。無量三昧の中には数息を以て最上となす。氣をして丹田に満たしめ、而して後に一則の公案を拈じて、直に須く断命根を要すべし。若し是の如く歳月を積んで怠らずんば、縦い大地を打つて失すること有るとも、見性は決定して錯らず。豈努力せざらんや。豈努力せざらんや。

今日からお待ちかねの臘八大接心である。臘八といえば、この白

隱禪師の臘八示衆を読む。今日は朔日夜示衆である。「朔日夜」とは、一日の夜ということである。「禪定を修する」とは、坐禪をするということである。坐禪をする者は、「先ず須く厚く蒲団を敷き、結跏趺坐して」という。結跏趺坐、坐禪をするときは両足を交差するのが正式のやり方であるけれども、なかなか脚が痛いものである。『坐禅儀』に「或いは半跏趺坐も亦た可なり」と言うておるから、片足だけ組んで坐るのもよろしい。「寛く衣帯を繫け」とあるから、自分もそのようにゆったりと衣と袈裟を付けて講座に臨んで居る。

お釈迦様が坐禅をして悟られたというから、禪の原点はインド

本 部
〒616-8035
京都市右京区花園妙心寺町53
養徳院内 横江 桃國
発 行
〒509-0301
岐阜県加茂郡川辺町下麻生1998
大雄寺内 大野 祥雲
編 集
〒430-0838
静岡県浜松市南区鼠野町48
龍泉寺内 薬師寺 良晋
薪流会ホームページ
<http://www.shinryukai.jp/>
印 刷
〒505-0021
岐阜県美濃加茂市森山町1-1-34
有限会社 永田印刷

目 次

『臘八示衆』提唱	総裁 大井 際断	1
総裁 禅文化功労賞 受賞		3
論説「いまを生きる禅」	向 令孝 師	4
平成二十六年 度 研 修 会 講 師	櫻井 園郎	6
仏教国ネパール大地震被災地へ義援金		17
寄稿 初山玉林寺 開創三百五十年 開縁哲心 師		18
托鉢 報 告	横江 桃國 師	20
浜松支部・総会報告		22
決算報告		23
色紙案内・編集後記		24

にある。中国に禅宗を伝えたのは達磨さんといわれるが、すでに七世紀頃には坐禅の教えが中国へ伝わっていたようである。坐禅は、現代日本では僧堂が中心であるけれども、世界的にも坐禅というものは尊ばれているようである。

「脊梁骨を豎起^{じゆき}して身体をして齋まつすぐにして身体を整えよ、ということである。前後左右に傾くような座り方では、坐禅ではないのである。坐禅は心の問題を取り扱うのであるけれども、心が統一されると坐る姿かたちも良くなる、坐る姿かたちが良くなると心も統一できる。「身心一如」であるから、身と心両方をしっかりと整えて坐る。禅堂では直日が警策を持って、坐って居る雲水の姿勢を直すのである。警策でもって打たれる雲水がいたら、それは姿勢が悪いから眠っているから打たれるのである。

「数息観」とは、息を数える坐り方である。禅堂では黙して坐

り、身体が動くことは許されないが、呼吸だけはする。吐く息、吸う息を、ヒトオーツ、フタアーツ、と一から十まで数えて繰り返し、そうやって精神を統一する数息観が坐禅の初歩であるといわれておる。この数息観をもつて最上というのである。そうやって、吾々の肉体と精神を、臍下一寸の丹田に集中するのである。

臨済宗は公案禅といわれる。修行者は師家から公案を与えられて、それを自分自身の中で解決すべく工夫するのである。たとえば「庭前の花、生か死か」。庭先に綺麗な花、春であれば草が咲いておる、この花は生きておるのか死んでおるのか、という公案を拈提して「断命根」、命の根を断つ、「大死一番、絶後に甦る」というように、俺が俺が、という自我を殺してしまわんとイカン。無我にならなイカン。俺が俺が、という自己中心であつてはいけない。無我になつて坐禅するのである。しかし、そう容易^{たやす}くは無我になれないのであるから、やはり歳月を積むのである。禅堂で何年修行したか？三年、五年、十年というように、われわれの修行の高低は年月でもって量られるのである。一年よりは三年、三年よりは五年、五年よりは十年というように、できる限り長く長く禅堂で修行するということが最も要求されるのである。そうして大切なことは、怠らないこと。日常、怠けておつては公案は透らない。四六時中、公案を拈提して骨折るならば、「縦^たい大地を打つて失すること有るとも、見性は決定して錯^{あやま}らず」だ。必ず、見性、悟りの境地に至ることが出来ようというものののだ。お釈迦様と同じように、誰もが自己の本性を徹見する、素質を持つて生まれておるのである。自己の本性と、仏となるべき本性、無我の本性である。この無我の本性を徹見するのが見性である。臘月の八日にはお釈迦様が悟ったように我々も見性しなければならぬ。「見性は決定して錯らず」、見性できるのは間違いない、必ず悟りは開けるのである。

る。したがって、「豈^{あに}努力せざらんや。豈努力せざらんや。」どうして怠けて居れようかというのである。何と言っても、この一週間、しっかりと坐りきるには体力が要る、精神力が要る。しかし、此処におる皆は若い、ピチピチとした青年ばかりなのである。

しっかりと骨折つて参禅弁道に励んで貰うよう期待して、臘八示衆の第一夜を終わることと致しましょう。ハイ、本講はこれまで！

平成二十六年十二月一日



総裁猊下に第四回禅文化賞「功労賞」授与される

平成二十六年十月十日(金)、花園大学(京都市) 教堂ホールにて開催された「(財)禅文化研究所創立五十周年記念式典」において、薪流会総裁 大井際断猊下へ第四回禅文化賞功労賞が贈られました。この「禅文化賞」は、禅文化研

究所が宗門から寄せられた協力金の一部で運営され、禅を基本とした宗門向上の諸活動に功績があった個人・団体に贈られるもので、功労賞と奨励賞の二賞が設けられています。そのうち、「功労賞」は、長年にわたり伝道・学術・文化・

社会的業績をもつて宗門向上の活動に功績のあった、年齢八十歳以上の個人、活動歴三十年以上の団体に贈られます。

大井際断老師

(臨済宗方広寺派管長・方広寺専

門道場師家・室号…大隠窟)

大正四年(一九一五) 兵庫県西宮市生まれ。六歳の時、生家である西宮茂生寺の大井洞雲和尚について得度。

昭和十五年、東福僧堂に掛搭。戦争のため暫暇し、戦災で荒廃した茂生寺の復興に尽力。

昭和二十三年、茂生寺住職拝命。この頃より東福僧堂に通参、家長一道老師に参じて嗣法。

花園大学教授を経て、昭和三十五年、大分・万寿僧堂師家、昭和五十年、妙心寺塔頭東海庵住職

平成二年、方広寺派管長ならびに僧堂師家に就任。

ドイツを中心にヨーロッパ各地での布教を行うと共に、薪流会総裁として社会活動にも積極的に関わっておられる。百歳を迎えられ、臨黄各派で最年長の僧堂師家として今なお雲衲の接化に当たられるなど、行学一如を实践されている。

(禅文化研究所創立五十周年記念式典プログラムの受賞者紹介より)

禅文化研究所創立50周年記



右 大井際断総裁猊下
左 西村恵信所長

いまを生きる禅



薪流会 伝導部長

向

令孝

来る平成二八年は宗祖・臨済義玄禪師一一五〇年、翌二九年は日本臨済宗中興の祖・白隠慧鶴禪師二五〇年の両遠諱を迎えることになります。この機に臨黄全宗派をあげて、大遠諱事業を立ち上げ、

大法要、接心、坐禅会、講演等の記念事業が計画・実施されつつあり、まことに法幸無量に存じます。

一昨年、渋谷の文化村ミュージアムで「白隠展」が開催され約百点の作品を目の当たりにすることが出来ました。禅画などはアートとしても素晴らしいものでしたが、何よりも白隠禪師の下化衆生・衆生済度の熱い思い・迫力に感動しました。書画のみならず、仮名法語でも内観の秘宝などの健康法を説いた「遠羅天釜」「夜船閑話」、「坐禅和讃」や「施行歌」などの

和歌や歌謡、講談調のもの、観音信仰をすすめるもの等の数多くの著作もあり、禅を一般大衆に理解させ浸透させていくために粉砕努力されたことが知れます。

「其れマカエンの禅定は賞嘆するに余りあり」「動中の工夫、静中に勝ること百千億倍」と言うように、白隠禪師の挙揚した禅は、今回の遠諱のテーマ通り「いまを生きる禅」でした。

この度の遠諱にあたり宗門の禅宗僧侶である私たちが自らに問わなければならないのは

「宗門は、いまを生きているか」

「自分自身は、いまを生きているか」

「大衆に、『いまを生きる』ということ伝えていくか」

という現成公案でありましょう。

幸いに我が禅宗は、専門道場と

いう、静中の工夫と動中の工夫を兼ね備えた、いまこの事に成り切り、いまを生きる修行を今日まで伝えていきます。禅のプロ・禅僧を育成する修行体系としては、今日の知育偏重の弊害を打破する素晴らしい仕組みであることは言うまでもありません。

我々の課題は、白隠禪師が努力されたように、その「いまを生きる」活き活きとした禅を、大衆の日常生活に浸透させ、人々が真実にして幸福な人生を実現すること、に貢献することです。残念ながら、専門道場を出てからの禅宗僧侶の大半のエネルギーは、葬式・法事の過去に思いを向ける行事に集中しています。寺院における生活が坐禅・朝課・日天掃除・作務と、僧堂と変わりない「いまを生きる」修行だとしても、檀信徒との接点は葬式・法事がほとんどです。

感謝の心をもって過去を思い、ビジョンをもって未来を想うことで、いまここがより深く充実して生きられることになりましたから、報恩謝徳の心をもってする先祖供養は大切に違いありません。しか



大本山天龍寺塔頭寺院宝蔵院本堂落慶前庭作庭

—文化財指定庭園保護協議会賛助会員—



天龍寺
東福寺
石 福 妙心寺

御用達 日本造園技術研究所

株式会社 曾 根 造 園

〒603-8487 京都市北区大北山原谷乾町255-6
Tel.075(462)6058 Fax.075(463)5526
Url <http://www.sone-zoen.co.jp>
Email:hogan@mbox.kyoto-inet.or.jp

し、一般大衆との接点のほとんどが過去に思いを向けるものだけであつては「いまを生きる禅」を提唱しても看板倒れになります。

幸いに「いまを生きる」修行・生活ということについては、専門道場という素晴らしい手本がありま

す。専門道場の修行体系の根本は、「戒・定・慧」の三学を実践する規律・規矩のある生活にあります。

一般大衆にあつても、真に「いまを生きる」生活を実現するには、規律ある戒・定・慧の三学を実践する生活習慣が形成されなければなりません。

この点に焦点を合わせて、白隠

禅師のように工夫努力することが「いまを生きる」禅宗僧侶の課題だと思ひます。

大衆の教化ということでは、我が「薪流会」命名の由来となつてゐる広瀬淡窓に大いに学ぶところがあると思ひます。広瀬淡窓の私塾・咸宜園は「みなよろし」という意味で、どんな身分でも男女問わず受け入れるものでした。また教育の基本は、「三尊法」という学力・年齢・地位の三つを取りさり、全

ての人を平等に扱うという封建時代にあつては画期的なものでした。

規律ある生活、持戒の生活ということでは彼自身が実践した「万善簿」という善行実践を記録する素晴らしい方法があります。一日を振り返つて、良いことをしていればその分だけ「白丸〇」、また悪いことをしていればその分だけ「黒丸●」を帳面に付け、差し引きを積算して万の善を目指すというものです。淡窓はこの「万善簿」を五四歳から付け始め、一二年七ヶ月かけて、六七歳で一万善を達成し、さらに二回目に挑戦したそうです。

自分なりの規律ある日課を定め、自分なりの善行のテーマを定め記録することで、毎日を自覚的に「いまを生きる」ことが出来ます。

私自身は、専門道場の規矩・規律と戒・定・慧の三学を一般大衆の生活において実践する方法として、「万善簿」をより取り組み易くして「千善簿」のノートを薦めることにしています。

なにはともあれ、禅僧自らが「いまここを生きる」ことを工夫・

体現しつつ、「いまここを生きる」ことを大衆に教化することが大切でしょう。

いろは歌

広瀬淡窓

鋭きも鈍きも共に

捨てがたし

錐と槌とに

使い分けなば

広瀬淡窓（ひろせたんそう）

天明二年四月十一日（一七八二年五月二十二日）豊後国日田郡豆田町魚町の博多屋三郎右衛門の長男として生まれる。少年の頃より聡明で、淡窓が十歳の時、久留米の浪人で日田代官所に出入りしていた松下筑陰に師事し、その後、十六歳の頃に筑前の亀井塾に遊学し亀井南冥・昭陽父子に師事したが、大病を患い十九歳の暮れに退塾し帰郷。肥後国の医師倉重湊によって命を救われる。倉重湊の言葉によつて学者・教育者の道を選ぶ。

文化二年（一八〇五年）には長福寺に初めの塾を開き、これを後の桂林荘・咸宜園へ発展させた。咸宜園は淡窓の死後も、弟の広瀬旭荘や林外、広瀬青郎等以降十代の塾主によつて明治三十年（一八九七年）まで存続、運営された。塾生は全国各地から集まり、入門者は延べ四千人を超える日本最大級の私塾となった。

淡窓は嘉永六年（一八五三年）から晩年まで万善簿（まんぜんぼ）という記録をつけ続けた。一度目は六十七歳に達成し2度目の万善を目指して継続していたが七十三歳の八月頃で記録が途絶え、安政三年（一八五六）に死去。享年七十五。（ウィキペディアを参照）

信頼される安心を、社会へ。

SECOM

ほんとうの「安心」は、ここにあります。



セコム
ホームセキュリティ

お寺のセキュリティもセコムにご用命ください。

セコム株式会社 TEL. 0120-025756 (24時間・年中無休)

平成26年度
研修会

寺院・住職が

直面する法律問題

期日 平成二十六年六月二十五日
会場 名古屋市千種区・メルパルク名古屋

宗教法および宗教経営研究所

所長教授 櫻 井 罔 郎

正しく知っておきたい
「宗教法人」

「信教の自由」と宗教法人

日本国憲法は「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」(第20条)と規定し、宗教法人法も「信教の自由は、すべての国民において尊重されなければならない」(第1条第2項前段)「個人、集団又は団体が、その保障された自由に基づいて、教義をひろめ、儀式行事を行い、その他宗教上の行為を行うことを制限するものと解釈してはならない」(同項後段)と定めています。

宗教法人を考える際、しばしば誤解されているものに戦前の規定がありますので、戦前の「宗教団体法」を一瞥しておきます。

宗教団体法では、「仏教宗派」「寺院」を「宗教団体」とし(1条)、①「寺院」は法律上当然に法人とされ、②「宗派」は法人となることのできるものとされていました(2条)が、「寺院」「宗派」の設立は自由にはできませんでした。

「寺院」の設立には、「本尊」「宗派」「教義宣布」「儀式執行」「住職」「檀徒」「本末寺」「法類」などの事項を記載した「寺院規則」を作成し(6条2項)、地方長官に申請して、その認可を得なければなら

りませんでした(同条1項)。

「宗派」の設立には、「教義の概要」「教義の宣布」「儀式の執行」「管長の任免」「僧侶」「寺院」「住職」「檀徒」などの事項を記載した「宗制」を作成し(第3条第2項)、その宗制を具して、主務大臣に申請して、その認可を得なければなりません(同条第1項)。

このように、戦前の「宗教団体法」では、宗派・寺院は、「宗教団体」とされ、「法人」とされましたが、宗派・寺院の設立には、宗教上の事項を定めた規則を定め、主務大臣・地方長官に申請して認可を得なければなりません(同条第1項)。

それに対して、戦後の「宗教法人法」では、宗派・寺院が「宗教団体」と呼称される点では同一ですが、法人ではなく、宗派・寺院の設立は法律の枠外の行為とされています。

「宗教法人」とは、「宗教団体」の「宗教活動」と「世俗の事務」とを分離し、その世俗の事務のみを担当する機関として設立することのでき、世俗の事務に関する事項を記載した「宗教法人規則」を

定めて、文部科学大臣・都道府県知事の認証を受けるものとされています。

戦前には「設立の認可」であったものが、戦後には「規則の認証」となっています。「認可」というのは、私人の法律行為を有効にする行政行為をいい、認可がないと、その法律行為は無効とされます。一方、「認証」とは、文書や法律行為が正当・適法に行われたことを証明する行政行為をいい、効力発生の要件ではない形式的行為です。

たとえば、株式会社など会社の定款の認証や一般社団法人・一般財団法人の定款の認証(公証人)、全権委任状の認証、大使信任状の認証、条約批准書の認証、外交文書の認証、大赦・特赦・恩赦の認証(天皇)などがあります。

「宗教法人」とは何か？

続いて、現行の「宗教法人法」について、要点を確認しておきましょう。

まず、「宗教法人法」の目的(1条1項)です。宗教法人法の目的



は、「宗教団体」に法人格を付与することにより、法人格付与の目的は、宗教団体の財産の所有や維持運用などに資するためにあります。

次に、「宗教団体」の定義（2条）です。宗教法人法は、「宗教団体に法人格を付与すること」を目的としていますから、その「宗教団体」とは何かということを明らかにしているのです。

「宗教団体」とは、①宗教の教義をひろめ、②儀式行事を行い、及び③信者を教化育成すること（以下「宗教活動」といいます。）を「主たる目的」とする、礼拝の施設を有する、寺院・神社・教会などの「単位宗教団体」か、単位団体を包括する、宗派・教派・教団などの「包括宗教団体」をいいます。

もちろん、単位宗教団体にせよ、包括宗教団体にせよ、宗教団体を設立することには法律上の規制はなく、全く任意です。

この「宗教団体」は「法人」となることができ、「法人」となった「宗教団体」を「宗教法人」といいます（4条）。すると、『宗教団体』が『宗教法人』になった、すなわち『宗教法人』＝『宗教団体』と見え、そのように理解している法律実務家も少なくありません。

しかし、『宗教法人』＝『宗教団体』となれば、『宗教法人』は、法律に依拠し、国家の管理下にありますから、『宗教団体』が国家の管理下に置かれてしまうことになり、『宗教活動』も国家の管理下になってしまいます。それでは、『信教の自由』『政教分離』に抵触してしまいます。

若干法律の規定の不十分さがありますが、宗教法人法の施行以来、宗教法人の守備範囲は「世俗の事務」のみ限定されると解され、文部省・文部科学省・文化庁では、重ねて通達しています。

「宗教法人」には、三人以上の

「責任役員」を置き、うち一人を「代表役員」とし、「責任役員」が宗教法人の事務を決定し、「代表役員」が宗教法人を代表し、宗教法人の事務を総理します（18条1・3・4項）。

代表役員・責任役員は、常に、第一に、①法令、②宗教法人規則、③包括宗教団体が宗教法人と協議の上定めた規程（包括宗教団体規程）に従い、第二に、法令・宗教法人規則・包括宗教団体規程に反しない限り、宗教上の規約・規律・慣習・伝統を十分に考慮して、宗教法人の業務・事業の適切な運営をはかり、保護管理する財産を他の目的に使用したり、濫用しないようにしなければなりません（18条5項）。

宗教法人の役員の遵守義務は、国家の法令が最優先であり、副次的に、法令等に反しない限度での、宗教上の規約・規律・慣習・伝統への考慮が定められています。つまり、仏法・律・戒などよりも、国法を優先するという規定ですから、「宗教法人＝宗教団体」であつたら大変です。

なお、役員の宗教法人の事務に関する権限には「宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限も含むものではない」旨が明文で定められています（18条6項）。この点からも、宗教法人の守備範囲は「世俗の事務」のみであつて、「宗教活動」は含まれていないことが明らかです。

宗教法人は、①「法令」に従い、②宗教法人規則で定められた「目的」の範囲内で、権利を有し義務を負います（10条）。これは法人一般に共通している規定です。

また、宗教法人は、代表役員が、職務上、他人に加えた損害を賠償する責任を負います（11条1項）。代表役員の職務上の行為でない行為には、宗教法人は責任を負いませんが、代表役員でない者の行為であっても、代表役員の指揮監督下で行った行為については責任を負わなければなりません。

ただし、代表役員の職務は宗教法人の守備範囲内に限りますから、ここでいう行為には、宗教活動は含まれません。あくまでも世



俗の事務に關しての行為に限られ、簡潔に言えば、「財産の管理」に關しての行為に限られます。

たとえば、本堂屋根瓦の落下、境内竹木の倒壊、参道での参拝者の負傷、寺務所職員の暴言、寺用車の事故、火災、土砂崩れ、墓石の倒壊などが考えられます。

「宗教団体」と「宗教法人」

現行の宗教法人法の解釈や適用において最も重要なことは、「宗教団体」と「宗教法人」との区別です。

既述の通り、法人となった「宗教団体」が「宗教法人」なのですが、『宗教団体』≡『宗教法人』で

はないということです。

さて、「宗教団体」とは、「寺院」や「宗派」のことであり（それぞれ「単位宗教団体」と「包括宗教団体」、「住職」や「管長」などが宗教団体の代表者であり、行うことは「宗教活動」です。一方、「宗教法人」の代表者は「代表役員」であり、行うことは「世俗の事務」です。

「宗教活動」は、「宗教団体」の主たる目的ですが、「宗教法人」の守備範囲外です。「宗教活動」は、「住職」が、自ら行い、僧侶その他の職員や信者を指揮監督して行います。「宗教活動」には、宗教法人の代表者である代表役員の権限は及びません。

つまり、「宗教活動」という最も重要な行為に關しては、代表役員はまったく何も関与することはできませんし、住職に何の指示をすることも許されません。逆に、住職は、代表役員に対しても、様々な指示をし、命令を下すことも可能です。

宗教法人法は、「宗教団体は、法人となることができる」（4条1項）

とし、「宗教法人は、設立の登記をすることに因つて成立する」（15条）とし、その前に「宗教法人の設立」が必要である旨を定めています（12条）。

「宗教法人の設立」は、所定の事項を記載した「宗教法人規則」を作成し（1項）、信者その他の利害關係人に対して「宗教法人設立の公告」をし（3項）、一ヶ月以上を経ってから、「宗教法人規則の認証」を文部科学大臣・都道府県知事に申請し（13条）、その認証（14条）を得てから、「設立の登記」（15条）となります。

一方、「宗教法人」が設立されても、「宗教団体」が解散されるわけではありません。ここに、「宗教団体」とは別に、「宗教団体」と重ねて、「宗教法人」が設立されることとなります。「宗教団体」と「宗教法人」の二重組織です。これが、「宗教法人」の特殊性です。

「学校法人」は、「私立学校」の設立を目的とした法人（私立学校法3条）であり、「医療法人」は、病院や診療所などの開設を目的とした法人（医療法39条）であり、

「社会福祉法人」は、社会福祉事業を行う法人（社会福祉法22条）ですが、「宗教法人」は、「宗教活動」を目的とした法人ではないのです。

「宗教法人」とは、「宗教活動」を行うことを目的とした法人ではなく、「宗教団体」の礼拝の施設その他の財産を所有し、維持運用するなど、「宗教団体」の「宗教活動」に資するための法人なのです。あくまでも「宗教団体」の「世俗の事務」のみを守備範囲とする法人なのです。

拡がりつつある

宗教法人への課税問題

法人税法の「収益事業」

「法人税」とは、「法人税法」により、法人に納める義務があると定められた国税で（4条）、法人の各事業年度の「所得」に対して課されるものです。

法人税は、「公益法人等」や「人格のない社団等」には、納税の義務がないものと定められており（4条）、「宗教法人」も含まれ

ております。ただし、「収益事業」を行う場合には、法人税が課されることになっています（4条）。

そこで、「収益事業とは何か？」

ということが重要になってきます。なにしろ、「収益事業」なら「課税」となり、「収益事業でない」なら「非課税」となるのですから。

法律では、「収益事業」とは、

①継続して、②事業場を設けて、行われる、販売業・製造業・その他政令で定める事業をいうと定められています（2条13号）。

しかし、政令（法人税法施行令）では、次のように定められています（5条）。

- (1) 物品販売業
- (2) 不動産販売業
- (3) 金銭貸付業
- (4) 物品貸付業
- (5) 不動産貸付業
- (6) 製造業
- (7) 通信業
- (8) 運送業
- (9) 倉庫業
- (10) 請負業
- (11) 印刷業
- (12) 出版業

(13) 写真業

(14) 席貸業

(15) 旅館業

(16) 飲食店業

(17) 周旋業

(18) 代理業

(19) 仲立業

(20) 問屋業

(21) 鉱業

(22) 土石採取業

(23) 浴場業

(24) 理容業

(25) 美容業

(26) 興行業

(27) 遊戯所業

(28) 遊覧所業

(29) 医療保健業

(30) 技芸の教授業・学力の教授業・公開模擬学力試験業

(31) 駐車場業

(32) 信用保証業

(33) 無体財産権の提供等業

(34) 労働者派遣業

単純に考えても、法律でたった

2業種の事業が、政令では34業種にも増えている（17倍）のは、異常に思えます。

そもそも、日本国憲法では、「国

民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」（30条）、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」（84条）と定められています。つまり、税金は、主権者である国民が直接定めたものでなければならぬ、即ち「法律」で定めなければならぬということを意味し、「租税法主義」と呼ばれています。

法律で例示として2業種を定め、政令で、それから類推されたり、同様の範疇に属するものを具体的に規定して、それが数業種に及ぶというのなら、理解できますが、2業種から34業種にも拡大し、推測もできないような業種にまで及んでいるのは、限度を超えているように思われます。

その解釈や適用があまりにも課税に都合よく行われ、おかしい理屈が罷り通っています。

宗教について云々することは国会でも最高裁判所にも許されないはずですが、税務官庁は、人間の供養のみが宗教活動に当たると

し、ペットの供養は収益事業であるといえます。しかも、それを「社会通念」をもって説明しています。

「社会通念によれば、ペット供養は宗教行為ではない」というのですが、ペット供養を宗教行為とは見ない人がいるでしょうか。社会通念によるなら、ペット供養はまさしく宗教行為のはずです。

そのうえで、「読経」は、施主から委託されてあげる行為であるから「請負業」であるとし、「納骨」は、遺骨の所有者から寄託されて預かる行為であるから「倉庫業」であるとし、「位牌」は「物品販売業」であるといえます。

また、「清涼飲料水の自動販売機」は「物品販売業」になり、「一回10円」と書かれた電話機は「通信業」になり、段ボール箱に入れたセルフ販売の宗教書・数珠・線香などは「物品販売業」になるとされます。どう考えても、「事業」というのには無理があり、飛躍があります。

近年では、「ソーラーパネル」は、自家用にとのみ用いるのなら問題ありませんが、余電を電力会社に売

電するシステムになっているものは、「製造業（発電業）」にあたるといえます。

さらに、法事後の宴席は「貸席業」にあたり、法要の仕出し弁当は「飲食店業」にあたり、有料の沐浴道場は「浴場業」にあたり、檀家の子弟を止宿させるのは「旅館業」に、檀家の子弟を下宿させるのは「不動産貸付業」にあたるなどとされています。

税務官庁は、あたかも営利会社のように、事実関係や実態とは関係なく、変な理屈だけで収益事業を認定していますが、宗教法人が収益事業を行うことは、宗教法人法によって規制されており、それほど簡単なことではありません。

そもそも、「宗教法人の権能力」は、宗教法人の「目的」の範囲内に限られ（10条）、宗教法人の「目的」は、「宗教法人規則」の記載事項とされています（12条1項1号）から、新たな収益事業を始めるには、その「目的」の変更（追加）が必要になります。

そのためには、「宗教法人規則」の変更が必要となり、「規則の変

更」には、規則変更の権原のある機関（役員会・檀徒総会・信徒総代会など）による規則変更の手続（議決）を経て、文部科学大臣・都道府県知事に申請し、その認証を受けることが必要です（26条1項）。

このような目的変更の手続を経ない「収益事業」は違法であり、単に法人税を払えば済むという問題ではありません。

そもそも、目的外の収益事業を行っていたのであれば、それは宗教法人の権能力外の行為なので、宗教法人にその責任もなく、納税そのものもできないことになってしまいます。また、目的外の収益事業であれば、代表役員の権限外の行為ですから、その行為は無効となり、初めからなかったことになります。

さらに、そのことが露見すれば、代表役員および責任役員の重大な失態となり、役員の責任問題に発展することになるでしょう。場合によっては、そのような代表役員や責任役員を任命した任命者・選任者の責任問題となり、最終的に

は、宗教団体の宗教的指導の問題も云々されることになるかもしれません。

法人論を基礎に考察すれば、法人にとって、「収益事業を行う意思のない収益事業」といったものはありえません。「収益事業を行う意思」とは、役員会や檀徒総会など宗教法人の意思決定機関の議決のことをいいます。

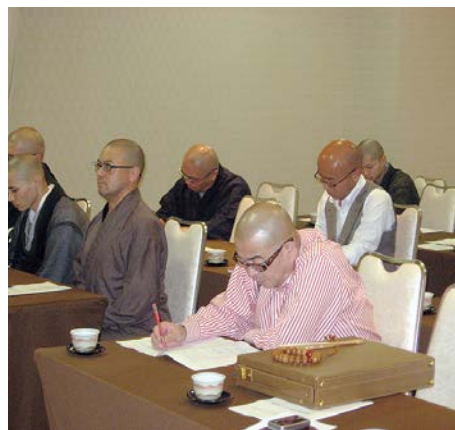
この議決のない行為は、収益事業であれ何であれ、無効です。

宗教法人では、税務署の調査により収益事業である旨を指摘されて、いわゆるままに法人税を納付しているケースが多いのですが、法人税を納めることは「違法の収益事業を行っていた」という「告白」となることに注意が必要です。

違法収益事業であれば、その収支も無効であり、納付した法人税額も法人からの不正支出となってしまいます。

地方税法の「境内建物・境内地」

地方税法では、「固定資産」に賦課される市区町村の地方税としての「固定資産税」が定められて



います（342条1項）。

地方税法には、「固定資産税の非課税」が規定されており、その一つに「境内建物・境内地の非課税」として、「宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地」が定められています（348条2項3号）。

ここでは、あえて「宗教法人法第三条に規定する」とされていますから、まずそれを確認しておきましょう。

すると、「境内建物」とは、「本殿・本堂・会堂・僧堂・社務所・庫裏・教職舎など、宗教法人の前条の目的に供される建物のような、宗教法人の前条の目的のために必要

な、宗教法人に固有の建物」となります。

また、「境内地」とは、「境内建物の敷地・参道・儀式行事に供用地・庭園・山林・歴史古記に縁故ある地・防災用地のような、宗教法人の前条の目的のために必要な、宗教法人に固有の土地」となります。

ここには「前条の目的」とありますが、「前条」とは宗教法人法第二条のことをいい、その目的とは、「宗教活動」のことです。

すると、「境内建物」とは、「本堂・僧堂・庫裏など、『宗教活動』に供される建物のような、『宗教活動』のために必要な、宗教法人に固有の建物」となり、「境内地」とは、「境内建物の敷地・参道などのような、『宗教活動』のために必要な宗教法人に固有の土地」となります。

したがって、「境内建物・境内地」とは、『宗教活動』のために必要な宗教法人に固有の建物・土地」となり、簡略化すると、『宗教活動』に必要な建物土地」となります。

したがって、固定資産税が非課税となる「境内建物・境内地」とは、「宗教法人が専らその本来の用に供する、宗教活動に必要な建物土地」ということになりますが、「宗教法人の」本来の用」とは何でしょう。

宗教法人法に規定された宗教法人の目的とは、①「宗教活動」に資する財産の所有・維持運用など世俗の事務（1条1項）、②「公益事業」（6条1項）、③「収益事業」（6条2項）です。

したがって、宗教法人法の規定に従えば、「宗教法人の本来の用」とは、「宗教活動」と②「公益事業」と③「収益事業」ということになります。しかし、課税庁の見解は、「宗教活動」のみが「宗教法人の本来の用」として行います。

つまり、「公益事業」を行うと課税されるということになり、この見解は解せません。神社の境内に「公衆便所」を建てると境内地でなくして課税されたり、寺院の境内を公共用に供しても境内地でなく課税されるというのですから。

また、「専ら」とは、課税庁の見解では、「100%」という意味であるとしていますが、「100%」という意味にも疑問が残ります。

これを「時間的100%」とすれば、宗教活動を行わない日に他に供すると課税、本堂を震災被災者の宿泊施設に提供すると課税、本堂で町内会の総会を行うと課税というようになっています。

また、「空間的100%」とすると、全部専用でないなら全部課税となります。

そもそも、「境内建物・境内地」とは、「宗教活動に必要な建物・土地」ということであり、地方税法の「宗教法人が専らその本来の用に供する」とは、「宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地」の形容詞にすぎないものと考えるべきです。

「本来の用に供する」とは、あくまでも「宗教法人としての本来の用に供する」ということを意味しており、同じく固定資産税の非課税の規定中にある「日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産」の場合の「日本赤十

字社の本来の事業の用に供する」と同様、他に貸し出しするとか、投資目的で所有しているものではなく、「本来の用に供している」ものであるということに眼目があると考えるべきでしょう。

所得税法の「見なし給与」

「所得税」とは、「所得税法」に基づき、個人の「所得」に対して課される国税です（7条）。

所得税の課税対象となる「所得」とは、①「利子所得」、②「配当所得」、③「不動産所得」、④「事業所得」、⑤「給与所得」、⑥「退職所得」、⑦「山林所得」、⑧「譲渡所得」、⑨「一時所得」、⑩「雑所得」をいいます（2条・21条）。このうち「給与所得」とは、俸給、給料、賃金、歳費、賞与、これらの性質を有する給与に係る所得をいいます（28条）。

僧侶・住職の収入（所得）は、請負・委任の報酬と解することも可能ですが（その場合は「事業所得」、現行では、ほとんどが「給与所得」とされているようです。そこで、テーマの「見なし給与」

ですが、「みなし給与」とは、金銭以外の物で受ける経済的な利益で給与に当たるものをいいます。つまり、「給与」ではないが、「給与」と看做すものことです。

実際に、税務調査で、住職に対する「みなし給与」とされた事例としては、次のようなものがあります。

僧侶・住職の法衣・袈裟・作務衣など、修行中とはかくも、着任後は、個人負担で購入している例は少なく、個人が注文しても支払は法人となっているなど、法人から支給された体裁になっています。

そこで、その衣の代金相当額が、僧侶・住職の給与に上乗せされているとみなし、その差額に対する所得税を追徴するということになります。場合によれば、それは脱税の扱いとなり、さらに重い賦課がされることもあります。

僧侶が職務遂行のために必要な衣を着用するのは、職務上の要請であり、警察官や電車の車掌・運転手などの制服と同様でしょう。法人から支給されるのが当然です。

なお、住職としての職務外の私

事の交際・用務の際に着用しているのは「職務上の衣服ではない」と言われることがあります。住職の職務は 24 時間制でしょうし、私的な時間にも住職としての威厳・品性などを保つことが要請されていますから、「職務上必要な衣服」と考えてよいでしょう。

もともとオーソドックスなのは、家族で居住している庫裏の賃借料相当額です。既に通達で知られているはずなのですが、未だに問われています。まさに「住職」の名の由来でしょう。警察の「駐在さん」と同様でしょう。総理大臣公邸・大使公邸・知事公邸なども然りでしょう。

その場合でも、「住職は職務だから良いが、家族は職務ではないから家族の分は給与」とか、家族で益を受けている電気代・電話代・水道代・ガス代の相当分をみなし給与とするなど、さまざまです。

最近の例では、境内に駐車している住職個人名義の自動車や家族名義の自家用車の駐車料相当分を給与と看做すと指摘されました。

現代社会では車を利用するのは当

然ですから、庫裏に居住する以上、境内に駐車するのはその一環のはずです。

なお、住職個人名義の車の支払が法人であったことから給与と看做された例もありますが、住職個人名義が必ずしも個人所有とは限りません。是非はともかくも、事情があつて名義だけ個人にしているなら、法人所有の一形態として主張できるはずです。

さて、所得税は個人の税金なのに、なぜ法人が絡んで来るのかと言うと、法人には「所得税の源泉徴収義務」があるからなのです。この源泉徴収を介して、先程の個人の所得税の問題が、全て法人の問題に転嫁されて来るのです。そこでまず、「源泉徴収」とは何かということについて一瞥しておきましょう。

「所得税の源泉徴収」とは、「給与等」「報酬等」の支払いをする者が、その支払の際に、本人の所得税(に相当する分)を徴収して、本人に代わって、税務署に納めることをいいます(6条)。

一つは、「給与等の源泉徴収」

禅の妙相

大本山妙心寺・臨済宗各御本山御用達

御袈裟法衣



莊嚴仏具調進司

後藤新助法衣仏具店

妙心寺門前

〒616-8041 京都市右京区花園寺ノ前町30番地
電話(代表) 075-462-3915/FAX 075-462-3616
URL <http://www.rinzai.jp>

駐車場完備

(第百八十三条以下) で、住職らに給与等の支払いをしている場合には、宗教法人に所得税の源泉徴収義務が発生します。

月給であれば月々の給与の支払の際に、一定の計算の下に、所得税に当たる金額を給与から天引きして、税務署に納付しなければなりません。法人は、「人を雇い、給与を払う」ということだけで、無償で、税の徴収をしなければならないのです。

墓地の法律と条例の問題点

墓地埋葬法の「墓地」

「墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)」は、「墓地や納骨堂の管理と埋葬等が、①国民の宗教的感情の適合することと、②公衆衛生など公共の福祉の見地から支障なく行われること」を目的としています(1条)。

あくまでも、墓地・納骨堂などの施設の管理と埋葬等が適正に行われることを目的としており、墓地・納骨堂などを規制し、埋葬等を規制するものではありませんし、

宅地建物取引業法・自動車運送法・質屋営業法・風俗営業法などのような営業法でもありません。

まず、用語の定義として、「葬り」の形式として2種を定めています。

第一に、「埋葬」で、「死体を土中に葬る」こと(2条1項)、第二に、「火葬」で、「死体を葬るために焼く」ことです(同条2項)。なお、「埋葬」の用語は、しばしば誤解され、誤用されていますから、誤解を避けるため、「土葬」に代えます。

「船員法」に「水葬」が定められていることから、これに限定する趣旨ではないと思いますが、墓理法上は、死体を土に埋める(土葬)か、火で焼く(火葬)かの2種を典型としてあげています。

つまり、土葬の場合は土に埋めて終わり、火葬の場合は火で焼いて終わりということが想定されるのですが、そして当初はその通りだったと思うのですが、明治以降の百年間に、戦後の60年間に、決定的には昭和40年以降の30～40年間に、新たな慣習が形成されてきたように思われます。

それは、火葬が火で焼いて終わりではなく、焼骨を土に埋めて、初めて終わるという慣習で、言わば「準土葬」です。近年、米国でも「火葬」が一般的になり、法律も整備されていますが、その際の「火葬」とは、完全に高温の火で焼いて終わりとなっています。

その点が、墓理法と現実との乖離となり、寺院・住民・遺族らと行政との乖離ともなっているように思われます。

つづいて、「焼骨の扱い」に関して、2種を定めています。一つは、「埋蔵」で、「焼骨を墳墓に収める」ことをいい(2条4号)、二つは、「収蔵」で、「他人の委託を受けて焼骨を収める」こと(同条6項)をいいます。

さらに、「施設」の用語として、3種が定められています。

第一に、「墳墓」で、「死体を埋葬する施設」であり、「焼骨を埋蔵する施設」です(2条4項)。第二に、「墓地」で、「墳墓」を設けるため、許可を受けた区域をいい(同条5項)、第三に、「納骨堂」で、「他人の委託を受けて焼骨を収蔵する

大本山妙心寺御用達
臨済宗法衣仏具調進所

澤野法衣店

〒615-8238 京都市西京区山田車塚町15-81
電話 京都 (075) 392-6181番
FAX (075) 391-6181

ために、許可を受けた施設」をいいます(同条6項)。

さて、「墓地」の理解ですが、法律用語と一般用語とは、齟齬があります。

「墓地の販売」「うちの墓地」などと一般に言われている「墓地」とは、法律上の「墳墓」のことです。法律上の「墓地」は、一般に「霊園」「墓苑」などと呼称されているもののことです。

一般に「墳墓」と言う「墓石」のことです。「墓を建てる」と言う場合の「墓」です。それに対して、法律上の「墳墓」とは、「墓地」の区画(一般の「墓地」)をいいます。「墳墓」には、特別の構造はありません。

「埋葬」とは、「土葬」のことですが、埋葬の形式については、法律上は明らかではありません。唯一、詳細な規定がおかれている「水葬」を参考にすると、「水葬」が死体をそのまま水中に没することであるのと同様、「土葬」は、死体をそのまま土中に埋めることでしょう。また、「埋蔵」も、「墳墓」の構造によって異なります。と

いうか、埋蔵の慣習によって、墳墓の構造もできています。

最古来の慣習では、土地の区画のみでしたから、土中に埋めることでした。古来の慣習では、墓石の下は地面でしたから、墓石を移動させて、土中に埋めることが行われていました。

しかし、近年になると、墓石の下は石造・コンクリート造の「収骨室」「カロート」が設けられるようになり、カロートに収めることが「埋蔵」と言われることになっています。

つまり、近年では、「墳墓への埋蔵」も「納骨堂への収蔵」も変わらない状態となっています。そうであれば、「埋蔵」と「収蔵」とを区別し、「墳墓」と「納骨堂」とを区別する実益に乏しいと言えますでしょう。

近年、「自然葬」「自由葬送」などの名で主張されている「散骨」「樹木葬」についても、若干触れておきましょう。

火葬が、米国のような高温での完全焼却で行われているなら、残灰の散灰に余り問題がないのかも

しれません。一九六〇年・七〇年代の米国では、ヘリコプターで、ハリウッドの丘の上に散灰することが、上流階級の家庭では、普通に行われていました。しかし、現在では、法律で、海上での海水への散灰のみが認められています。

しかし、完全に焼かないで骨を残すという、日本の火葬の現状では、①国民感情と②衛生上の理由から、安易には認められないところでしょう。

樹木葬とは、墓地において、墓石の代わりに樹木とした埋蔵の形式であれば、法律上の問題はありません。むしろ、宇宙空間に放出する「宇宙葬」の方が、宇宙空間の環境保全という点から問題になるでしょう。

「寺院の墓地」は「墓地」か?

墓理法には「墓地の許可」という文言がありながら(2条5項)、「墓地の許可」に関する、具体的な申請手続や許可要件などに関する規定がありません。

他方、「墓地を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を

寺院仏像仏具 製造 修理 販売



有限会社 天眞堂中央社寺工藝社

〒 451-0031 愛知県名古屋市区城西1丁目10-21
TEL 052-532-0607
FAX 052-532-0607

<http://tensindo.co.jp>
E-mail tensindo@se.starcatt.ne.jp

受けなければならない」という規定されています（10条1項）。

そこで、多くの寺院から、「当山の墓地は許可を受けていないので、これからでも許可申請したい」という相談があります。そもそも、「寺院の墓地」は都道府県知事の許可を必要とするものでしょうか。

許可が必要なのは、「墓地を経営しようとする」場合ですが、そもそも「経営」とはどういう意味でしょう。

「経営」には、①「国家の経営」「宗教の経営」など「運営」という意味と、②「経営学」「会社の経営」「経営者」など「営業」という意味とがあります。厚労省の通達や許可実務からは、「営業」という意味のようです。

そこで、「寺院の墓地」について検討しましょう。寺院の場合、「営業」という意味での「墓地の経営」はしないと考えられます。収支計算すれば、赤字になるのが実情であり、営業とは言えません。

墓地の掃除や整備などといった具体的な墓地の管理は寺院と檀家が行っているのが多くの事

例です。場合によっては、管理の委託という形で管理費を寺院に納める場合もあります。

墓地経営するには、条例で定められた墓地経営の許可基準に適合しなければなりません。多くの寺院墓地は、墓地経営の許可基準には適合しないのが実態です。

もし、誤解されているのが誤解ではなく、「墓地経営の許可」「墓地の許可」であるとするなら、「寺院墓地」は、そもそも「墓地」ではないと考えられます。そうすると、「墓地」でないと「墳墓」を設けることはできず、「墳墓」でないと「焼骨の埋蔵」ができません。

「寺院墓地」とは、寺院の構成員である檀家・信徒が共同で「焼骨の収蔵」をする施設（平面納骨堂）であるとするなら、墓理法の想定外となるかもしれません。

地方分権による不都合

いわゆる「地方分権一括法」により、平成24年4月1日から、墓地埋葬法の許可権限が都道府県知事から市長に移管されています。

しかし、都道府県知事は、宗教法人法に基づく所轄庁として、宗教に関する知識を有しています。が、市の次元では、宗教に関して全く知識もないまま、市議会での新たな条例が制定されることになり、問題を感じています。

「行政手続法」に基づき、新たな条例や規則を制定するなどの場合には、「意見公募（パブリックコメント）」をしなければならぬことになっていますので、各所に所在する寺院は、市の広報誌などを見て、「意見公募」の掲載があれば、積極的に意見を提出することが必要です。

また、死の条例は規則や内規・通知などで、不都合と思われるものがある場合には、公式に、文書で、意見を投じることが重要です。

宗教者に求められる

法的知識

無宗教国家・日本の社会現象

戦後60年余の徹底した「無宗教（反宗教）教育」により、「怖いも

御 法 衣 ・ 莊 嚴 具 調 達

臨濟宗各本山御用達

大 黒 屋

株式会社



神 田 法 衣 店

〒604-0001 京都市中京区室町通丸太町下る道場町15番地
電話 京都 (075) 221-3507番(代)
FAX (075) 252-5098番

◎地下鉄 京都駅～烏丸丸太町下車④番出口徒歩3分◎

の「知らず」の「無秩序が氾濫」しています。本来、国家を指導するのが宗教なのですが、国家が宗教を押えるという歴史が続き、宗教が萎縮しているように思われます。「宗教なし国家」は、宗教を嫌悪し、宗教課税を是とし、宗教弾圧を容認する傾向にあります。しかし、「宗教なし国家」がいかに危ういかは、世界の歴史や現状を見れば、一目瞭然です。

法律家の宗教知らず

そのような国ですから、弁護士・司法書士・行政書士・税理士などが「宗教」を知りません。知らずに、宗教法人の顧問をし、宗教関係の事件を扱っています。

裁判官も、同様に、宗教を知りません。その結果、おかしい宗教事案がまかり通っています。そもそも、その「おかしさ」すら分かっていないようです。

もちろん、行政庁も宗教を知りません。「信教の自由」「政教分離」の意味が分かりませんが、そもそも「宗教の意義」が分かっているからです。

宗教者の法律知らず

「政教分離」を誤解してか、宗教者は世俗事項としての法律を嫌悪する傾向にあります。法律家が宗教を知らずに、あやまった解釈や適用をしている現状では、宗教者が「宗教と法律」をきちんと捉えていないと大変です。

また、宗教者には、社会に向かって、木鐸を叩く責務がありますが、そのためには、法律を正しく捉えておくことが不可欠です。

宗教法および

宗教経営研究所

宗教に関する法律問題を取り扱い、適正な宗教経営を指導するために、非営利一般社団法人としての「宗教法および宗教経営研究所」を設立準備中です。全国の、宗教団体・宗教者のご協力、ご支援、ご参加をお願いいたします。

〈目的および事業〉

- ① 宗教法および宗教経営に関する学術的および実務上の調査・研究

- ② 宗教法および宗教経営に関する講演・講義・研修・教育

- ③ 宗教団体の運営に関する相談・指導・監査・参与

- ④ 宗教団体の憲章・規約・規則の整備・指導

- ⑤ 宗教者のリーガルマインド養成推進

- ⑥ 宗教団体の組織・設立・改革

- ⑦ 宗教活動の企画・助言

- ⑧ 宗教団体の鑑定・評価・指導

- ⑨ 宗教法人の運営に関する指導・助言

- ⑩ 宗教団体のリスクマネジメント・災害対策

- ⑪ 宗教に関する司法・行政・立法の調査・立案・助言・補佐

- ⑫ 専門職業人に対する宗教・宗教法・宗教活動に関する教育・研修

連絡先:

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅

場町八一二一三五

(中央ビル3階35号)

宗教法および宗教経営研究所

所長教授 櫻井罔郎

Email: shukyoho@gmail.com

臨 濟 宗 各 派
御 莊 嚴 袈 裟 衣 調 進 所

加 藤 法 衣 店

〒453-0047 名古屋市中村区元中村町1丁目72番地
電 話 052 (471) 1496
FAX 052 (471) 1681

精進料理・慶事・仏事御膳料理

御料理・仕出し

紀 文

岐阜県山県市青波262-1
本 店(代) TEL. (0581) 52-1090
FAX. (0581) 52-3020
岐阜サービスコール ☎ 0120-371605

仏教国ネパール大地震 被災地へ義援金

今年四月二十五日、ネパールで発生した大地震は八千七百人以上の死者を数えました。現地の人々は家を失い、仮のテントで野宿生活を続けています。薪流会では、緊急役員会を招集し、ネパール出身で浜松市在住のグルン・ビルバハド氏（薪流会会員）を通じてネパール本国へ義援金三十万円を贈ることと致しました。

故郷の村々を助けてください。

薪流会会員 グルン・ビルバハド

四月二十七日、母国ネパールへ一時帰国していた私へ故郷チャリス村の兄から電話がありました。

「助けてくれ。吾々の村はもう駄目だ。他の村もどうなったかわからない。」兄の電話は、それだけ言ううち切れてしまいました。

私の故郷の村は美しいガネシヒマルの麓です。少数民族のグルン族やタマン族が多く住んでおり、中央とのパイプもなく、外国からの注目を集めることもありません。トレッキングルートからも外れ、詳しい地図にも載っていません。電気も弟が五年前に太陽電池を背負って持つて行くまでありませんでした。村へ通ずる道は狭くて、車は通れません。現地の人でも村まで辿り着くのに三日かかります。山村の男達はカトマンズへ出稼ぎに出ており、村

に住んでいるのは女性と子供や老人ばかりです。地図にも載らない田舎の村には外国の援助は届かない。

私は混乱の最中、必死で食糧や医薬品をかき集め、有志の救助隊を編成して、危険を承知でチャリス村へと向かいました。山道に慣れた私達でさえも足がすくむ

道。途中の村々も瓦礫になった家とあちこちの地割れ。心配な気持ちで募りました。土砂崩れで亡くなった人々の遺体が放置された山道では異臭が漂っていました。

山村の住民が避難して、都市に降りてくるのは無理です。チャリス村では石を積み上げただけの家々は崩壊していました。地割れがなかったのが幸いでした。各家庭で備蓄した食糧は雨に濡れた瓦礫の下敷きになって持ち出すことも出来ず、私たちが持つて行った食糧と合わせても一ヶ月分余り。とても雨季を越せるに十分な食糧ではありません。ビニールシートで作ったテント

ネパール帰国中大地震に遭遇

浜北のグルン・ビルさん

故郷のネパールに一時帰国中、大地震に遭遇したグルン・ビルさん。被災地を訪問し、被災者の状況を調査し、義援金を集める活動を行っています。



「古里の山村 助けて」

中部ネパールで発生した大地震で、多くの人が家を失い、被災地では食糧や医薬品の不足が深刻化しています。グルン・ビルさんは、被災地の状況を調査し、義援金を集める活動を行っています。



3日歩き 物資届ける
被災地の山村では、食糧や医薬品の不足が深刻化しています。グルン・ビルさんは、被災地の状況を調査し、義援金を集める活動を行っています。

中日新聞5月16日 朝刊

は、この時期の山の雨風を凌げるものではなく、既に小雨が沁みている。雨季は疫病が流行しやすくなり、村の子供の三分の一が亡くなった年もありました。

現在の衛生状況では、また嘗ての悪夢が繰り返されかねません。今回来た救助隊の男達は村へ残り、崩壊した家の片づけと、より安全な避難場所作りや食糧確保をすることになりました。

私達には何の後ろ盾もなく、やり方も手探りです。今までも自分達の手で学校を作ったりしてきましたが、今、その基盤を失い、命さえ失いかねません。

ぶへりコプターの運賃。(ネパール政府は当初無料で飛ばしていたのに、たった一週間有料にしてしまったのです。)これらを現地で調達するだけでかなりの費用が必要です。雨季の明ける九月半ばからは、より安全に住めるための家々や子供たちの学校の再建が必要になってきます。沢山の皆様のお力添えなしに、これらを実現することは到底不可能です。日本の皆様の暖かいご支援を何卒宜しくお願い申し上げます。

《追記》活動状況をお伝えするブログを開設しました。

<http://nepalhamamatsu.hamazo.tv>

それでも私達

はネパールの山に里の村々が一日も早く復興できるよう、力を合わせてどんなことでもするつもりです。

六月半ばまでに当面必要なのは、雨季を越すための食糧とテント等です。更に援助物資を運

寄稿

初山宝林寺開創三百五十年



宝林寺 黄檗展図録

初山宝林寺住職

関塚哲心

昨年十一月、浜松市博物館に於いて「浜松にもたらされた黄檗文化」が催されました。これは黄檗宗祖隠元禅師に付き従って来朝した獨湛禅師が、浜松市北区細江町にある初山宝林寺を開いて三百五十年を迎えることを記念して浜松市博物館が企画したもので、当山所蔵の文化財は元より大本山萬福寺・京都泉涌寺・近隣黄檗寺院などから多数の御宝物を御

出陳いただき、黄檗文化が浜松に根付いていく過程を文化財を通じてご周知頂く大変よい機会になりました。

宗祖隠元禅師の東渡

隠元禅師は南岳懷讓から数える伝曹溪正脈三十六世臨濟禅師から三十二世となり、楊岐派虎丘下の流れを汲む正伝であります。福建省にある黄檗山萬福寺に住持し、荒廃した伽藍を再興させ、その名声は日本にまで聞こえるほどでした。長崎興福寺住持逸然禅師による再三の請啓に心を動かされた隠元禅師は東渡を決意。一六五四年、「洪波の千万頃を撥尽し、拈華の正脈東に向かつて開く」と盛句し日本に旅立ちました。

宗祖の東渡に随従した獨湛禅師

福建省興化府に生を受けた獨湛禅師は、母の死を契機に十六歳で



大雄宝殿

出家。二十四歳の時黄檗山の隠元禅師に参じ、二十七歳で師に随従し渡来しました。長崎の二寺結制、大阪普門寺行きを経て、一六六一年京都宇治大本山萬福寺の建立にあたり、西堂として宗祖を補佐しました。

一六六四年、旗本の近藤登之助



隠元禅師揮毫の寺号額

寺院莊嚴具・仏像・仏具・仏壇

位牌調製 製造販売

妙心寺派寺院御用達

真心で創る



竹内

株式会社

竹内佛具店

ねもと店
〒507-0078岐阜県多治見市高根町3-75-2(旧248号扱い)
TEL (0572) 27-2204
FAX (0572) 27-2204ショールーム
〒507-0833岐阜県多治見市広小路3-28
TEL (0572) 23-8746
FAX (0572) 24-1008



宝林寺山門

貞用に請ぜられて、新寺初山宝林寺建立の為遠江国引佐郡（現 静岡県浜松市北区）に立しました。禅浄密律の兼修的な教義をもつ黄檗においても、獨湛禅師は特に浄土門への独究は深く、「念仏和尚獨湛禅師」と呼ばれました。

初山宝林寺の建立

初山宝林寺の伽藍には随所に大本山萬福寺の面影を伺うことができます。特に佛殿（寛文七年建立）は、同時期に建てられた萬福寺の大雄宝殿・齋堂・天王殿（寛文八年建立）などと類似点が多く、大雄宝殿の逆臺股や天王殿の櫓勾欄

などが初山宝林寺佛殿にも見受けられ、黄檗宗伝来当初の建築様式を伝える貴重な建物として国の重要文化財に指定されています。また佛殿に祀る二十九体の諸像は京都七条仏所の康祐の作で、中国の仏工范道生による明様式を模しながらも伝統的な雰囲気を残したその作風は日本彫刻史に於いても貴重な資料であり、静岡県指定文化財となっています。

大衆を魅了した黄檗文化

幕府の鎖国政策の中。文化的に閉塞感を抱いていた大衆にとって黄檗文化の伝来は刺激であったと拝察できます。

黄檗僧の墨蹟は唐風の書として知られていますが、特に隠元・木庵・即非の書は「黄檗三筆」と称され珍重されています。隠元禅師の東渡に尽力された逸然禅師は日本南画の祖とも云われ、池大雅・伊藤若冲などに強い影響を与えました。鉄眼禅師の成し遂げた一切経開版事業の成果は、書体明朝体や原稿用紙などに現在でも一般的に使用されています。この他にも煎茶道を

ひろめた売茶翁、木魚を用いての読経、普茶料理など黄檗僧の伝えた文化は広く庶民生活にまで浸透して今なお息づいています。

三百五十年の想い

今回の特別展ではその企画趣旨の綿密さや出陳規模などから浜松市の想いを強く伺い知ることができ、また来訪者数においても郷土の文化財として皆様の想いを肌で感じる事ができました。

「法燈は綿々として

萬古に隆盛ならんことを」

これは獨湛禅師が一六六四年初山宝林寺建立の為、遠州に向けて大本山萬福寺を出立する際に、師である隠元禅師に宣言されたお言葉です。

昨年三五〇年を迎えることができましたが、今後五十年、百年と獨湛禅師の想いを実践出来るよう、また檀信徒をはじめ様々な関係各位の想いにお答え出来るよう、歴代住職の末席に座す一人として精進していききたいと思います。

フリーダイヤル 0120-86-2779

仏壇・位牌・寺院用具・仏教美術品

ぬしや仏具店



浜松市浜北区貴布祢504-7 <http://nushiya-world.com>

ぬしや工房

お仏壇・ご本尊・仏具・家具調度品の修復
www.nushiya-kobo.com

京都市中托鉢報告



出立前 養徳院にて

薪流会 名誉会長

横江 桃 國

前日までの曇天と打って変わっての晴天のもと、午前九時半弊院（養徳院）参集後、直に雲水装束の会員十三名（大雄寺和尚、雲龍寺和尚、西禅寺和尚、龍泉寺和尚、林泉寺和尚、太江寺和尚、弘忍寺和尚、甘露寺和尚、西伝寺新命、方広僧堂雲衲二名、養徳院和尚、養徳新命）が市中に向かつて出立。妙心寺北門辺から西一条通りを

東進し、北野商店街を経て今出川智慧光院通り南の弊院総代である森田家に到着。洗足を済ませ佛間にて先祖回向を勤め、茶礼・小憩後、衣棚通御池上るの草木兵助法衣店までジグザグに連鉢して、午後十二時半頃到着。当家にあつても先代店主（新佛）の追善回向を勤め、点心を頂戴して全員十三名が養徳院に帰院しての分散と致しました。托鉢を終えて感じた事でありますが、時間帯とコースの選択は有つたにせよ、あまりにも喜捨して下さる方々が少なく、驚いた次第であります。何も喜捨の多少を云っているのではなく、明治・大正生まれのお歳寄りが少なくなった平成の世の宗教離れの現況であります。其れは取りも直さず、伝統佛教信仰ばなれの現実でありました。



森田家にて先祖回向

四十年前に京都市中を托鉢していた野衲としては、隔世の感があります。京都で斯くの如しであれば、全国的には推して知るべしの平成時代であります。我々宗教者（佛教僧）は不断に「上求菩提・下化衆生」の実践を怠たること無く、教化、布教活動に精進すべきだと痛感した次第であります。



平成二十六年十月十五日

合掌

各 大 本 山 御 用 達

兵 舖
老 舗

草 木 兵 助 法 衣 店

〒604-0024 京都市中京区衣棚通御池上る下妙覚寺町

京都 (075) TEL 221-0934 (代表)

FAX 241-0773

平成二十六年 度 托鉢義援金

（順不同・敬称略）

方廣寺	三万円	大隱窟老大師	静岡県浜松市方
徳源寺	三万円	江松軒老大師	愛知県名古屋市妙
萬壽寺	一万円	巨閑窟老大師	大分県大分市妙
天授院	十万円	岫雲軒老大師	京都府京都市妙
平林寺	五万円	江楓室老大師	埼玉県新座市妙
梅林寺	一万円	悠江軒老大師	福岡県久留米市妙
萬壽寺	一万円	閑閑窟老大師	大分県大分市妙

東漸寺 前田宗岳 埼玉県熊谷市(妙)
森田隆三 京都府京都市 養徳院総代

徳蔵院 和田啓道 京都府舞鶴市(南)
好徳寺 毛塚順康 静岡県浜松市(方)

一万円

興禪寺	龍泉寺	海福寺	祥雲寺	養徳院
藤井鉄久	鈴木玄達	城良導	石塚大明	横江桃國
静岡県掛川市(妙)	岐阜県可児市(妙)	愛知県名古屋(妙)	愛知県犬山市(妙)	京都府京都市(妙)

蓮光寺	佐久間眞澄	静岡県沼津市(妙)
天福寺	鬼頭孝道	岐阜県土岐市(妙)
多福寺	柳澤晃明	埼玉県入間郡(妙)
大寶寺	大宝正俊	岐阜県岐阜市(妙)

梅蔭禪寺 林 仁山 静岡県静岡市(妙)
東雲寺 佐藤堪堂 愛知県名古屋市(妙)
大安寺 林 成道 岐阜県各務原市(妙)

實相寺	巨島泰雄	静岡県浜松市(方)
禅台寺	田中義峰	岐阜県可児市(妙)
最明寺	津城大圓	三重県度会郡(妙)
亘雲寺	西村寛城	東京都江東区(妙)

正寿院 鶴見延一 静岡県浜松市(方)
玉林院 林 宏樹 長野県木曾郡(妙)
釣月寺 鎌田宗憲 愛知県新城市(妙)
文永寺 野呂全去 愛知県江南市(少)

神田法衣店 京都府京都市 広告企業
 (株)メモリアルアートの大野屋 関西支社 大阪府大阪市 広告企業
 八千円

寶珠寺 林 冨成 愛知県一宮市(妙)
五千円

宗栄寺 日坂宜祥 愛知県犬山市(妙)
高岳寺 小林宗貞 福岡県北九州市(方)
田種寺 喜久文晃 静岡県三島市(妙)

龍現寺	見性寺	德蓮院	妙音寺	興禪寺	長興寺	眼藏寺	長永寺	龍泉寺	元昌寺	瑞雲寺
今尾宗博	松山正宗	井村道弘	鏡 優雅	千葉元道	吉田宏道	池谷良孝	永田洪德	鈴木光雄	上田宗演	梶浦琢磨
岐阜郡可兒郡(妙)	静岡県磐田市(妙)	三重県名張市(寶藏)	埼玉県行田市(妙)	静岡県熱海市(妙)	静岡県浜松市(妙)	静岡県浜松市(方)	静岡県御前崎市(妙)	静岡県駿東郡(妙)	岐阜県多治見市(妙)	静岡県浜松市(方)

宝珠院	片桐三之	静岡県浜松市(方)
廣隣寺	松浦正淳	静岡県浜松市(方)
乾徳寺	木下紹真	愛知県名古屋(妙)
福高寺	宇野玄玄每	愛媛県八幡浜市(沙)

善徳寺 遠藤玄昌 栃木県足利市(妙)
 太清寺 田口宗純 愛知県春日井市(妙)
 秘在寺 武山清堂 静岡県静岡市(妙)

宝勝寺 小澤勝男 静岡県浜松市(方)

觀音寺	森田宗鑑	愛知県名古屋市(妙)
明鏡自	酒井宗博	岐阜県加茂郡(妙)
多福寺	飯沼宗秀	岐阜県山県市(妙)
高源寺	菅井大典	茨城県取手市(妙)
法蔵寺	近藤幸雄	愛知県豊橋市(妙)

大藏院	櫻木徳宗	兵庫県明石市(南)
種徳寺	心山義昭	滋賀県大津市(東)
太耕院	山本令良	静岡県浜松市(方)
東観音寺	木村正規	愛知県豊橋市(沙)

東林寺 小池清彦 愛知県一宮市(妙)
澤野法衣店 京都府京都市 広告企業
後藤新助法衣店 京都府京都市 広告企業

仙瑞寺 大寶天龍 三重県松阪市(妙)
 二千元 (有)天真堂中央社寺工藝社 愛知県名古屋市中 広告企業

喜福寺	伊東宗泰	栃木県足利市(妙)
宗清寺	金井孝雄	埼玉県児玉郡(妙)
清寥院	大崎景山	愛知県一宮市(妙)
観音寺	伊東祖弘	岐阜県美濃加茂市(妙)

耕雲寺	長嶋玄雄	静岡県静岡市(妙)
西福寺	大雅清光	岐阜県可児市(妙)
伝宗寺	平尾英州	群馬県富岡市(妙)
定法院	野口宗母	岐阜県山県市(少)

大儀寺	荊谷典昌	岐阜県可児市(妙)
桃林寺	蟹江慈千	岐阜県各務原市(妙)

龍福寺	小川哲宗	岐阜県関市	(妙)
光蓮寺	日沖光道	三重県いなべ市	(妙)
真福寺	笠井正見	愛知県小牧市	(妙)

淨慶寺	永田慈宏	愛知県一宮市(妙)
曹源寺	前田正覚	岐阜県加茂郡(妙)
長蔵寺	千葉篁白	岐阜県美濃市(妙)
龍月院	青山宜有	岐阜県美濃加茂市(妙)
龍雲寺	木宮一邦	静岡県浜松市(妙)
全福寺	轟 義敬	静岡県静岡市(妙)
神宮寺	鎌田岳道	静岡県湖西市(方)
圓教寺	横山昌永	岐阜県山県市(妙)
攝取寺	長谷川伸雄	静岡県静岡市(妙)
留瀧光寺	川瀬春水	岐阜県安八郡(妙)

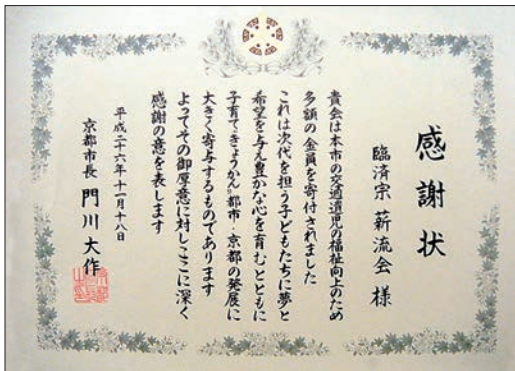
安國寺 日下哲禪 岐阜県揖斐郡(妙)
 (株)公益社 京都府京都市 広告企業
 千円

蓮藏院 小澤牧羊 愛知県春日井市(妙)
自昌院 能登宗誠 愛知県一宮市(妙)
起雲寺 臼井照道 静岡県静岡市(妙)

高木 篤 大阪府豊中市

平成二十六年十月二十三日
 京都市 妙心寺山内 養徳院に於いて
 九時半参集
 (公員・役員・雲水・縁者総勢十三名)

この度の托鉢に対し各方面から多大なる援助、ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。



清香苑ユニオンホール

心豊かな人生を創造する

SEIKO-EN
清香苑
UNION

日本ライオン
可児市今渡1482-8

可昆市广昆1012-1

西可児
可児市坂戸934-3

多岐な
可児市内見2565-6

おぶつだんの**清香苑**
可児市広見1664（バロー広見店西）

365日24時間受付



0120-62-3171

浜松支部だより

薪流会浜松支部では、四月一日に浜松市高町半僧坊別院において花まつり法要を厳修致しました。生憎の雨模様のため、午前中に予定していた白象引き回しは中止。昨年と同様、薪流会伝道部長（祥光寺住職）向令孝師に導師をお勤め頂き、らんぽの会の方々の尺八・献笛が花を添えました。

また、月一回の托鉢は浜松市内の浜北区、南区、東区、西区の寺院を会所に修行しております。



花まつり 読経



花まつりでの献笛

総会報告

平成二十七年三月九日
グランドホテル 浜松

平成二十七年三月九日 浜松市「グランドホテル浜松」に於いて、

総裁大隠窟老大師（方広寺）

顧問岫雲軒老大師（天授院）

顧問孤雲室老大師（妙興寺）

顧問無隠窟老大師（常栄寺）

ご臨席のもと二十五名の出席にて第二十三回総会を開催いたしました。

総裁猊下、顧問老大師より挨拶をいただいた後、

議長に、安部良道氏（副会長）を選出し、

①平成二十六年

度事業報告・決算報告

②監査報告

③平成二十七年

度事業計画・予算案をそれぞれ

審議・承認いただきました。

総裁猊下には

翌日の出向を控えてお忙しい中

ご出席賜り誠に

有難うございました。

有難うございました。



御法衣・莊厳具・稚児貸衣裳

山田八郎法衣店

☎460-0011 名古屋市中区大須三丁目39-31
電話 (052) 241-1817 FAX (052) 241-1834

平成26年度 会計決算報告

自 平成26年1月1日～至 平成26年12月31日

一 般 会 計

平成26年度 一般会計報告
収 入

収入 4,581,602 円
支出 4,581,602 円
残高 0 円

(単位・円)

項 目	予 算	決 算	比 較	備 考	前年度決算額
賛 助 金	500,000	500,000	0	正副総裁・顧問・参与	500,000
会 費	500,000	510,000	10,000	役員・会員	440,000
事 業 収 入	500,000	240,000	▲ 260,000	色紙収益	445,000
広 告 収 入	600,000	540,000	▲ 60,000	会報広告掲載料	510,000
雑 収 入	50,000	428	▲ 49,572	預金利息他	1,099
繰 越 金	2,791,174	2,791,174	0		2,996,682
合 計	4,941,174	4,581,602	▲ 359,572		4,892,781

支 出

(単位・円)

項 目	予 算	決 算	比 較	備 考	前年度決算額
本 部	50,000	50,000	0	活動費	50,000
浜 松 支 部	50,000	50,000	0	活動費	50,000
事 務 費	400,000	369,052	▲ 30,948	要覧作成・事務用品 他	319,516
通 信 費	200,000	153,103	▲ 46,897	郵送料・宅配便 他	186,370
会 議 費	200,000	192,117	▲ 7,883	会所費 他	187,746
文 化 部	350,000	209,354	▲ 140,646		0
編 集 部	900,000	824,116	▲ 75,884	会報編集・発行	1,207,975
托 鉢 部	100,000	15,228	▲ 84,772		0
慶 弔 費	20,000	130,000	110,000	江松軒賀儀 徳蔵院・草木・天真堂弔儀	20,000
交 際 費	100,000	118,200	18,200	中外日報・文化時報広告他	80,000
予 備 費	80,000	0	▲ 80,000		0
繰 越 金	2,491,174	2,470,432	▲ 20,742	次年度へ繰越	2,791,174
合 計	4,941,174	4,581,602	▲ 359,572		4,892,781

支援活動基金 5,500,000円

前年度繰越金	5,350,000
托鉢部より	150,000
合 計	5,500,000

会 計 監 査 報 告

平成26年1月1日より平成26年12月31日間の会計について、帳簿等証拠書類を照合致しましたところ、厳正且つ正確に処理されていますことを、認めましたのでここに報告申し上げます。

平成27年2月1日

監事 毛 塚 順 康

監事 戸 崎 知 則

浜松支部会計

収入 108,428円
支出 108,428円
残高 0円

収 入

項 目	金 額
一般会計より	50,000
托鉢所得	45,460
繰越金	12,968
合 計	108,428

支 出

項 目	金 額
事 務 費	16,516
通 信 費	24,262
歳末助け合い(静岡新聞)	50,000
次年度へ繰越	17,650
合 計	108,428

永年の信用・まごころのご奉仕

葬祭センター

公益社

本社・京都市中京区烏丸通三条下ル ☎(075)221-4000
フリーダイヤル ☎0120-00-4200
<http://www.koekisha-kyoto.com>

葬 儀 式 場

北ブライトホール (堀川紫明) ☎(075)414-0420
中央ブライトホール (五條大和路) ☎(075)551-5555
南ブライトホール (堀川八条) ☎(075)662-0042
西ブライトホール (五條西大路) ☎(075)322-0042
山科ブライトホール (五條外環) ☎(075)595-0042
烏丸ブライトホール (因幡薬師) ☎(075)351-7724
宇治ブライトホール (宇治横島) ☎(0774)20-0042
大津ブライトホール (大津駅南) ☎(077)523-0042

お正月用色紙御案内

大隠窟老大師揮毫色紙

(工芸印刷)

解説書・たとう紙付 (折込み済)

ご好評頂いております総裁猊下揮毫の正月用色紙を本年も発売致します。

一枚 三三〇円 [送料別・税込]

(但し一般は四三〇円)

※寺院の方は五〇枚単位にて御願ひ致します。

(但し在家の方は十枚単位より受付致します。)

申込み先 (左記の二カ所にて受け付けます)

大雄寺

〒五〇九一〇三〇一

岐阜県加茂郡川辺町下麻生一九九八

TEL〇五七四一五三一五二〇

FAX〇五七四一五三一六九二二



平成 28 年お正月色紙見本

徳生寺

〒四三四一〇〇四一

静岡県浜松市浜北区平口五四八

TEL〇五三一五八七一〇〇五

FAX〇五三一五八七一〇〇九

申込期日 平成二十七年十月二十日〆切
 発 送 十一月末日頃

編集後記

御多忙中、総裁猊下はじめ各位には玉稿ご執筆頂き、厚く御礼申し上げます。

大地震被災があつたネパールは御承知の通りチベット仏教を信奉する人々の国。同じ仏教徒として謹んでお見舞い申し上げます。

本号掲載の総裁猊下の禅文化賞受賞。現禅文化研究所所長の西村恵信師の御自坊へは、数年前所用でお邪魔したことがございます。その際、「三余居」と署名された御著書を頂戴しました。

三余の出典は、「冬は歳の余。夜は日の余。陰雨は時の余なり。」(魏志王肅傳註)との由。すなわち、寸暇を見つけては読書せよという戒めの言葉。兎角、新刊や古書を買集めては悦に入りがちな編集子には耳が痛いです。(晋)

新流会のホームページができました。
 ぜひご覧ください。

<http://www.shinryukai.jp/>

“こころの豊かさ、こころのやすらぎ”が私たちの商品です。



メモリアルアートの大野屋

創業昭和 14 年

本 社	☎03-6863-4111	〒163-0638 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル38F
関 西 支 社	☎0120-78-7777	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-11-4-1108 大阪駅前第四ビル11F
京 都 営 業 所	☎0120-31-7777	〒600-8234 京都市下京区油小路通塩小路下ル南不動堂町3 大道第一ビル 2F-A
北 大 阪 営 業 所	☎0120-30-7775	〒562-0027 大阪府箕面市石丸3-2-6
南 大 阪 営 業 所	☎0120-61-3388	〒585-0041 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分851
和 歌 山 営 業 所	☎0120-10-4484	〒640-1251 和歌山県海草郡野上町国木原577-3
兵 庫 営 業 所	☎0120-70-0177	〒666-0033 兵庫県川西市栄町10-5 パルティ川西403
名 古 屋 支 店	☎0120-44-1888	〒470-0316 愛知県豊田市千鳥町梨ノ木258
名古屋支店・星が丘センター	☎0120-04-0874	〒464-0808 愛知県名古屋市千種区星が丘山手501